

ひとりはおみんなのために、みんなはひとりのために 労組がいつでも相談にのります

対話と学びあいを通じて、あたたかい労働組合の輪を広げていこう

みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2026年6月17日 No. 248

TEL・FAX:059-264-7288 メール:mieiryouhukuseikyou.rouso@gmail.com

夏季一時金回答について

- ① 常勤職員 1. 0カ月
- ② 津生協病院病棟勤務看護師は以下の支給を行います。
病棟の看護師確保、看護師定着の経営的対策の一つとして、これまで支給している夜勤看護師等処遇改善一時金の支給額の増額や対象者の拡大を行い、次のように加算支給します。
- ・夜勤月3回以上の者 1. 0か月+210,000円
 - ・夜勤月2回以下・日勤の者 1. 0か月+120,000円
- パート職員は上記加算分を労働時間按分にて支給します。
- ③ 嘱託職員 0. 35か月
嘱託職員の病棟看護師も夜勤看護師等処遇改善一時金の支給額の増額を行い、次のように加算支給します。
- ・夜勤月3回以上の者 0. 35か月+210,000円
 - ・夜勤月2回以下・日勤の者 0. 35か月+120,000円
- ④ パート職員
時給に組み込みのため夏季賞与はありません。
※支給対象者ならびに支給額の算定基礎となる賃金、支給条件は従来どおりとします。

****労働組合は6/16の中央執行委員会で以下の方針を確認しました****

病棟の看護師に対する上乗せは、深刻な人員不足のなかで奮闘する病棟看護師の苦労をねぎらうものであり、夜勤ができる看護師確保対策としても評価します。一方で**病棟以外の職員の奮闘に対しても上乗せを要求**します。回答にも「全ての職員の皆さんとの協力のもと、経営改善をすすめていきたい」とあるように、その配慮がなければ職員間の団結を損ない、かえって経営改善の障害になりうると考えます。また、**パート職員は昨年の夏闘回答で年間0.2カ月を予算上確保すると約束している**ので、夏季は0.1カ月以上の支給を要求します。一時金のほか、保育士の賃上げと、賃上げ支援における遅刻・欠勤ペナルティ廃止の3点をセットにして合意することが春闘交渉の妥結条件です。

- 有給休暇の繰越期限延長は引き続き求めていきます。
- 津地域37時間職場の嘱託職員賃金規則改定については執行部に寄せられた意見を踏まえ、春闘とは別に継続協議とします。

▼ご意見・ご要望をお寄せください ↓

第2回団体交渉 6月22日(月) 18時30分~

生協病院 第1会議室

Zoom ミーティングID: 837 4350 2864

パスコード: 577141

